川口市町会防犯灯設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地域の防犯活動の推進を図り、コミュニティづくりに寄与することを目的として、 市が交付する町会防犯灯設置費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、川 口市補助金等交付規則(昭和50年規則第24号)に規定するもののほか、この要綱に定 めるところによる。

(補助)

第2条 市長は、町会防犯灯設置及び修繕(蛍光灯の取替、その他軽易な修繕を除く)事業 (以下「設置等事業」という。)を行う町会に対し、設置等事業に要する経費に充てるた め補助金を交付する。

(補助金の交付の適用範囲)

- 第3条 補助金は、次の全てに該当する設置等事業を実施する町会に対し、予算の範囲内で交付する。ただし、修繕の場合は防犯灯の正常な機能保持が困難であると認められる修繕に限る。
 - (1) 防犯の目的として町会が設置または修繕を行うもの。
 - (2) 防犯灯の電気受給契約を町会が行うもの。
 - (3) 防犯灯を新たに設置する場合は、私道とする。

(補助率及び補助金額)

- 第4条 補助率及び補助金額は、次のとおりとする。
 - (1) 設置 LED灯1基につき設置費の3分の2以内で、25,000円を限度とする。
 - (2) 修繕 LED灯1基につき修繕費の3分の2以内で、20,000円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

- 第5条 補助金の交付申請をしようとする町会は、様式第1号の申請書に次に掲げる書類 を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 設置・修繕箇所位置図
 - (2) 見積書の写し
 - (3) 設置承諾書(私有地に設置する場合)
 - (4) 現況の写真(修繕の場合)
 - (5) その他市長が認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合において、当該申請 に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付すべきものと 認めたときは、補助金の交付の決定をするとともに、様式第2号の通知書により通知するものとする。

(実績報告)

- 第7条 補助金の交付の決定の通知を受けた町会は、当該設置等事業が完了したとき、遅滞なく様式第3号の報告書に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。
 - (1) 領収書の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る報告 書類を審査するとともに、実地に調査し、設置等事業の成果が補助金の交付の決定の内 容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第4号の通知書により設置等事業を行った町会に対し通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

- 第9条 補助金の確定の通知を受けた町会は、様式第5号の請求書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 町会防犯灯(設置・修繕)費補助金確定通知書の写し

(交付の時期)

第10条 市長は、補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに交付するものとする。

(機能保持の義務)

第11条 補助金の交付を受けた町会は、当該防犯灯の正常な機能保持に努めなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和55年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附即

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前に要綱に基づいて補助金の交付の意見が表示されている者に係る事務に関しては、なお従前の例による。

附則

- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成17年4月20日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和元年5月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。